

土浦市
デジタル・トランスフォーメーション（DX）
推進計画

令和5年3月

はじめに



行政手続のオンライン化やA I技術の導入など、市民の皆様の様々なニーズに即した変革が急速に求められる中、国においては、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しました。

本市では、時代の潮流を見定めた上で、新型コロナウイルス感染症の収束後の社会の在り方も見据えた未来志向のまちづくりを進めるため、新たなまちづくりの指針となる「第9次土浦市総合計画」を令和4年3月に策定したところです。

「第9次土浦市総合計画」では、誰もが個性と多様性を互いに尊重し、それぞれの夢や希望がかない、生きがいを感じ、その人らしく暮らせるあたたかさあふれるまち、そして、長きにわたる歴史と伝統の中で培われてきた「地域の宝」で本市ならではの魅力を創り出し、人を呼び込み、活気あふれるまちを創りたいという思いを込めて、将来像を「夢のある、元気のある土浦」としました。

また、同計画では、将来像の実現に向けて、基本目標の1つに「効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり」を掲げ、本市の事務処理へのデジタル技術の導入促進を図り、市民、行政双方の立場からデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進していくことを目指しています。

今後、本市の特性を踏まえた土浦らしいDX社会を実現するためには、常に変化し続ける社会情勢に合わせて、実効性のある、より具体的な取り組みを着実に進めていく必要があります。また、DXの推進にあたっては、「誰一人取り残さない」という観点から、すべての市民の皆様がデジタル化の恩恵を享受できるような各種支援やサポートも重要になってきます。

このようなことから、本計画は、市民の皆様の利便性向上や行政事務の効率化を進め、持続可能なまちづくりを推進し、「夢のある、元気のある土浦」を実現すべく、本市のDX推進の指針として策定するものです。

令和5年3月

土浦市長 安藤 真理子

目次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	2
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	5
第2章 土浦市を取り巻く現状と課題.....	6
1. 国の動向.....	7
(1) Society5.0の提唱.....	7
(2) 法制度等の整備.....	8
2. 本市の現状と課題.....	10
(1) 人口動向.....	10
(2) 財政収支の見通し.....	13
(3) 職員数の推移.....	14
第3章 DX推進に向けて.....	15
1. 目指す姿（ビジョン）.....	16
2. 基本方針.....	16
3. 計画の体系.....	17
4. 主要な取組.....	18
基本方針1-①行政手続きのオンライン化.....	18
基本方針1-②マイナンバーカードの普及促進.....	20
基本方針1-③地域社会のデジタル化.....	22
基本方針1-④デジタルデバインド対策.....	24
基本方針2-①AI技術・RPAの利用推進.....	26
基本方針2-②Web会議、テレワークの推進.....	28
基本方針2-③BPRの取組の徹底.....	30
基本方針3-①情報システムの標準化・共通化.....	32
基本方針3-②セキュリティ対策の徹底.....	34
第4章 計画の推進体制.....	36
1. 計画の推進体制.....	37
(1) 土浦市DX推進会議.....	37
(2) 土浦市DX推進会議ワーキングチーム.....	37
(3) DX推進委員.....	37
(4) 行革デジタル推進課.....	37
参考 用語の説明.....	39

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

近年のデジタル技術の目覚ましい発展は、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしました。特にスマートフォンの普及や通信環境の高速化は、多様かつ大量の情報を簡易に発信、取得することを可能とし、さらには、単なるコミュニケーションツールとしての役割だけにとどまらず、買物、学習、娯楽等のあらゆるシーンにおいて活用がなされるなど、私たちの日常生活に欠かせない社会インフラとなっています。



学校教育においても、児童・生徒1人に1台ずつ端末を配備するとともに、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、創造性を育む教育を実現させる「GIGAスクール構想」が推進されるなど、急速なデジタル化が進展しています。

一方で、少子高齢化や人口減少社会の影響により、労働生産力の減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大等といった社会的課題が顕著となってきていることに加え、今後、この流れがますます加速化、深刻化していくことが懸念されています。

地方自治体においては、このような社会情勢を踏まえ、的確かつ効率的な行財政改革により、社会環境の変化に伴う市民からの様々なニーズに対応しつつ、持続可能な行政サービスを提供していくことが必要とされています。

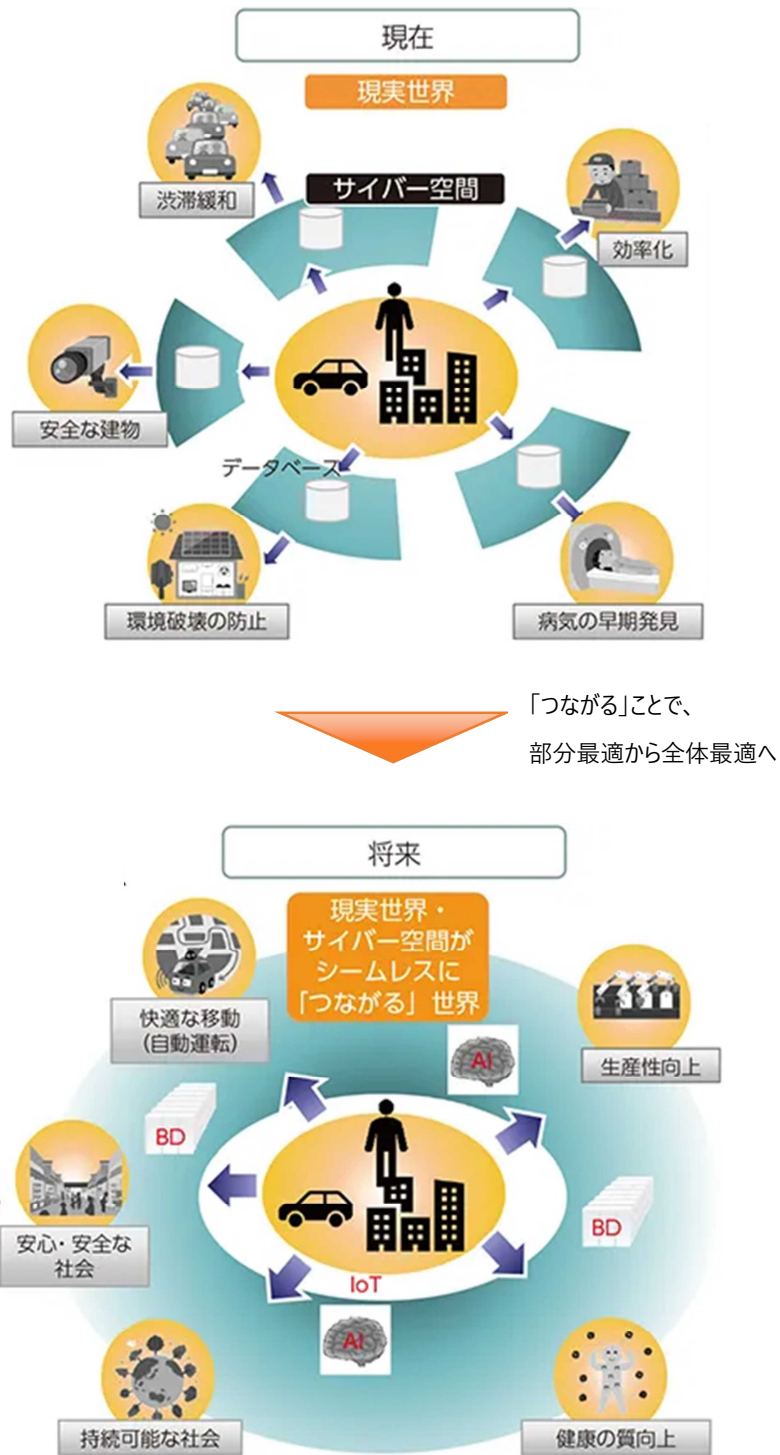


また、今後、自動運転やドローンによる配送など、デジタル技術による暮らしの変化が、さらに進展することが想定されることもあり、行政においても、従来と同じ仕組みでのサービス提供ではなく、新たな時代に即した良質な行政サービスを提供できる体制を構築していくことが求められています。

さらには、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活の中で密を避けることや、人との接触の機会を回避するための行動など、働き方等の変容が急務となり、テレワークやオンライン会議、キャッシュレス決済など、あらゆる場面でデジタル技術の活用が必要不可欠なものへと変わりつつあります。

こうした背景を踏まえ、本市では、より質の高い行政サービスの提供と、デジタル化による市民の利便性向上、行政の各種業務改善へ向け、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、基本方針と具体的な戦略を示す「土浦市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定します。

図表 1 デジタル・トランスフォーメーション (DX)



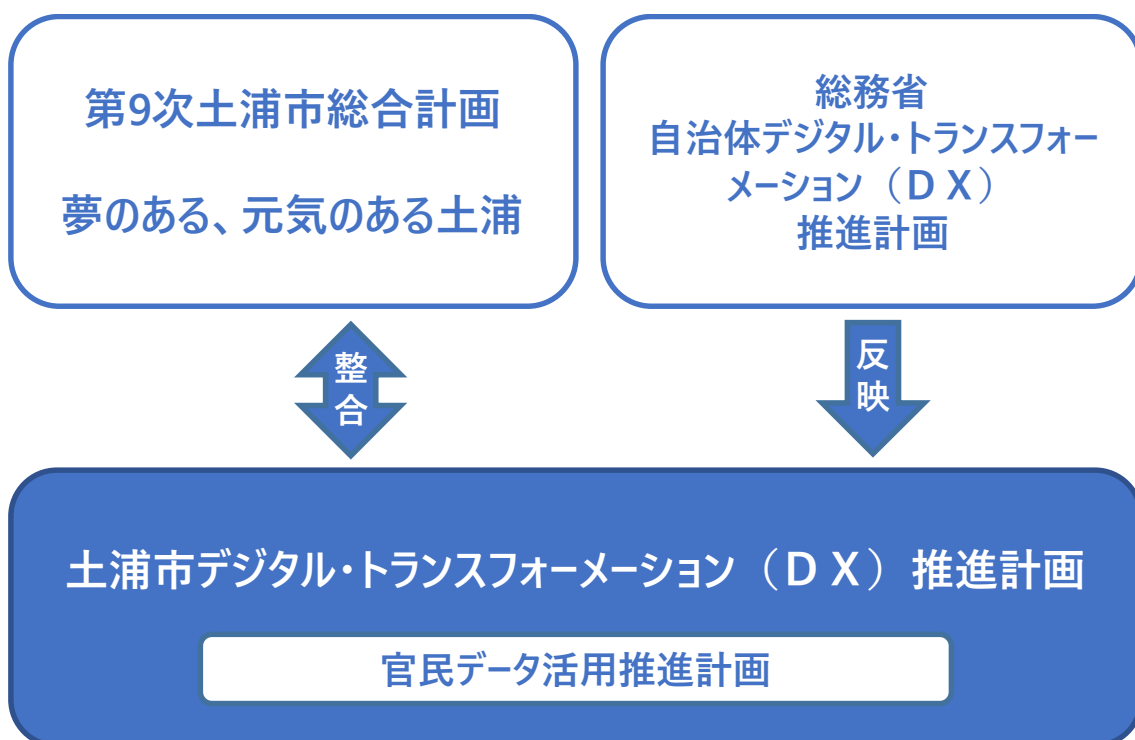
出所：総務省「情報通信白書」

2. 計画の位置づけ

本市では、令和4年3月に策定した「第9次土浦市総合計画」において、「夢のある、元気のある土浦」を目指すべき将来像として市政運営を進めており、本計画は、本市が目指すこの将来像の実現をDXの観点から推進するものとして位置づけます。

また、国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」をもとに、本市の特性や実情を踏まえて策定した計画でもあり、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の重点取組事項である行政手続のオンライン化などの行政サービスの向上や市政運営の効率化・高度化を図る「行政のデジタル化」だけでなく、「地域社会のデジタル化」「デジタルデバйд対策」についても、この計画に基づき推進することで、行政におけるDX推進の使命である「誰一人取り残さない」デジタル化の実現を目指すものです。

なお、本計画は、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」第9条第3項に規定する「官民データ活用推進計画」も兼ねるものとします。



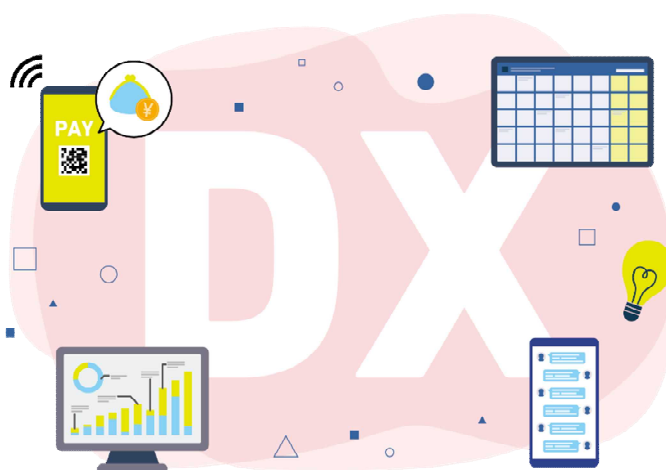
3. 計画の期間

本計画の期間は、「第9次土浦市総合計画」及び「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の計画期間との整合を図り、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

なお、計画の期間及び内容については、国や県の動向を反映させるよう、適宜見直しを行います。

	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	
第9次土浦市総合計画	基本構想（構想期間10年間）										
	3カ年実施計画										
		3カ年実施計画									
			3カ年実施計画								
総務省 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	（令和3年1月～）約5年間										
土浦市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	4年間										

※「3カ年実施計画」・・・第9次土浦市総合計画の基本構想に掲げた政策方針を具現化するための事業計画。計画期間は3年間で、毎年度、ローリング方式により見直しを行います。



第2章 土浦市を取り巻く現状と課題

1. 国の動向

(1) Society5.0 の提唱

国は、第5期科学技術基本計画において、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会として「Society5.0」を提唱しました。

これまでの情報社会（Society4.0）では、知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要なものを探し出し、分析するといった作業負担、年齢や障害などによる労働や行動範囲の制約、さらには少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して十分に対応することが困難であるなど、様々な課題、制約が挙げられます。

Society5.0 で実現する社会は、I o T（Internet of Things）によりすべての人とモノがつながることで、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難、制約が克服されます。また、人工知能（A I）の利活用により、必要とされる情報が必要な時に提供されるようになり、なおかつ、ロボットや自動走行車などの技術により、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されることが示されています。

図表 2 Society5.0 で実現する社会



出所：内閣府「Society5.0 資料」

(2) 法制度等の整備

平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」、令和元年12月には、デジタル手続法が施行され、行政のデジタル化に関する基本原則等が示されました。

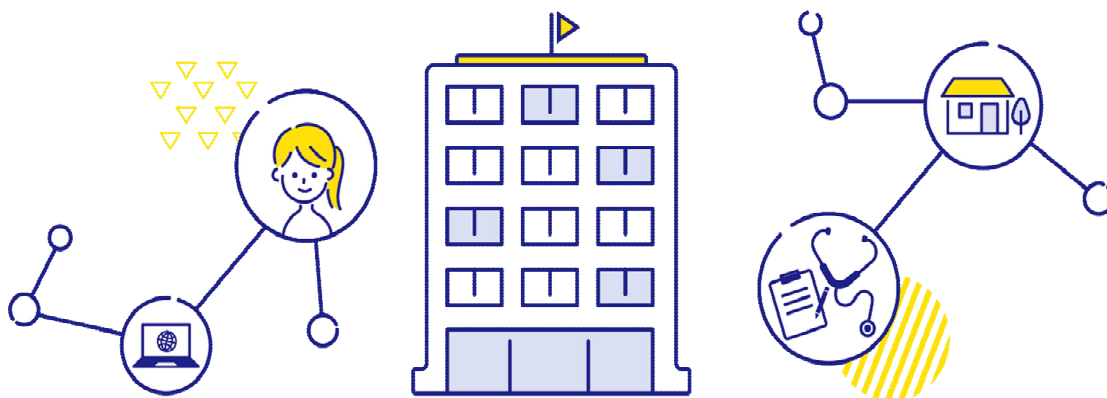
令和2年12月には、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべき社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が掲げられたほか、デジタル社会形成の基本原則が示され、IT基本法の見直しや、デジタル庁の設置についての考え方に関する方針がまとめられました。

令和3年7月には、自治体が「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を踏まえ、足並みを揃えて着実にDXに取り組めるよう、「自治体DX推進手順書」が作成されました。

令和3年9月に「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）」が施行されるとともに、デジタル庁が設置され、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務などが規定されました。

令和3年12月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の指針としました。

デジタル庁



図表 3 自治体のDX推進に関する法制度等の状況

平成28年12月14日	「官民データ活用推進基本法」施行
<p>➤ 同法に即し、かつ、都道府県の計画を勘案して「市町村官民データ活用推進計画」の策定に努めることとされる。</p>	
令和 元年12月16日	「デジタル手続法」施行
<p>➤ 行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要となる事項が示される。</p>	
令和 2年12月25日	「デジタル・ガバメント実行計画」改定
<p>➤ 自治体の情報システムの標準化・共通化の推進や、マイナポータルの活用等による自治体の行政手続のオンライン化などを盛り込み、デジタル・ガバメントの取り組みの加速化が示される。</p>	
令和 2年12月25日	「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」策定
<p>➤ 各自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、国による支援策等を取りまとめた計画が示される。</p>	
令和 3年 7月 7日	「自治体DX推進手順書」公表
<p>➤ 自治体が「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」を踏まえ、足並みを揃えて着実にDXに取り組めるよう作成される。</p>	
令和 3年 9月 1日	「デジタル社会形成基本法」施行、デジタル庁設置
<p>➤ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務などが規定される。</p>	
令和 3年12月24日	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」策定
<p>➤ 目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の指針が示される。</p>	

2. 本市の現状と課題

(1) 人口動向

本市の人口は、国勢調査では、平成12年（2000年）をピークに緩やかに減少傾向にありましたが、令和2年（2020年）には増加に転じており、現在14万人程度で推移しています。

年齢3階級別人口では、年少人口は減少傾向にあり、平成2年（1990年）から30年間で、人口数では約40%、人口割合では約8%減少しています。また、生産年齢人口は、平成7年（1995年）までは増加傾向にあったものの、平成12年（2000年）以降は減少に転じました。人口割合においても、平成7年（1995年）の70.9%から減少に転じ、令和2年（2020年）には59.8%と約10%減少しています。

一方、老年人口は増加傾向にあり、平成12年（2000年）には年少人口を上回り、平成2年（1990年）から30年間で約3倍となっています。人口割合では、平成22年（2010年）には22.4%と、本市は超高齢社会に突入しました。この傾向は続き、令和2年（2020年）には29.2%となり、平成2年（1990年）から30年間で約20%も増加し、現在は市民の約3割が高齢者となっています。



本市独自の推計によれば、本市の人口は、令和2年（2020年）以降減少を続け、令和22年（2040年）には約12万人と現在の約85%、令和42年（2060年）には約10.6万人と現在の約75%となる見込みです。

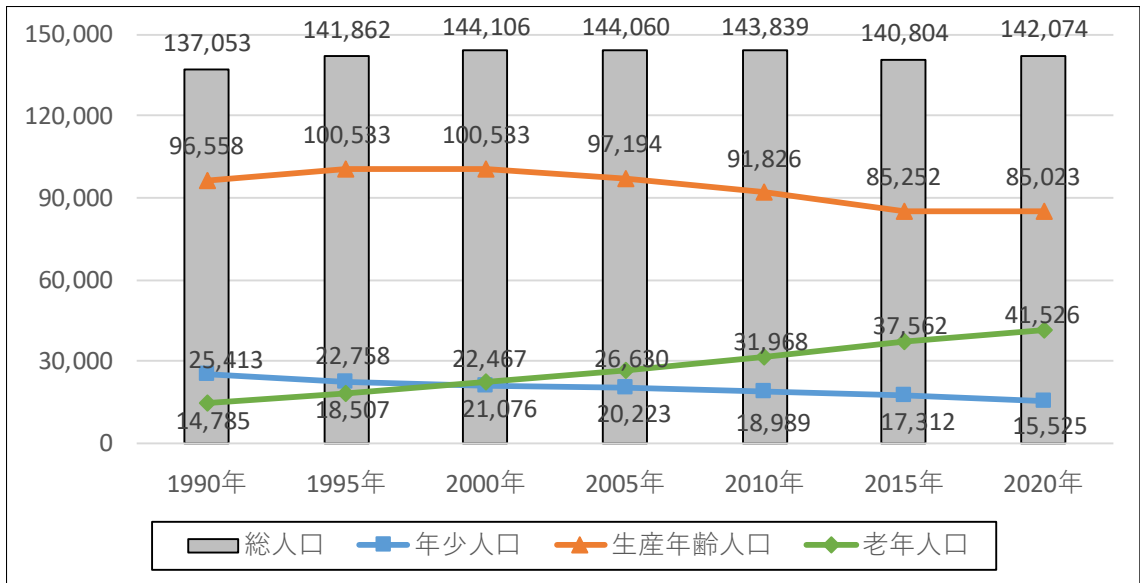
また、老年人口の割合も更に高まり、令和2年（2020年）の29.2%から、令和22年（2040年）には34.8%にも達することが見込まれています。

さらには、生産年齢人口の割合は、令和2年（2020年）の59.8%から、令和22年（2040年）には52.5%に減少すると推計されています。

これらのことから、医療・福祉サービス等の需要が増加するとともに、それらを支える人材の確保も必要となるため、労働力の減少による限られた人的資源を効果的・効率的に活用し、いかに市民サービスの質を維持していくかが大きな課題となることが見込まれます。

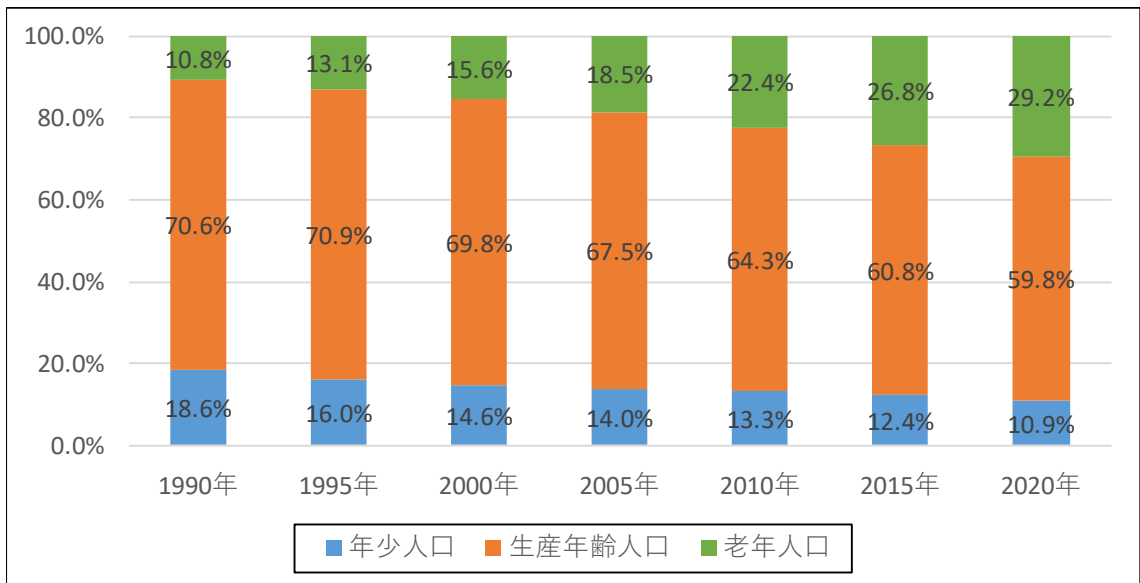


図表 4 人口の推移



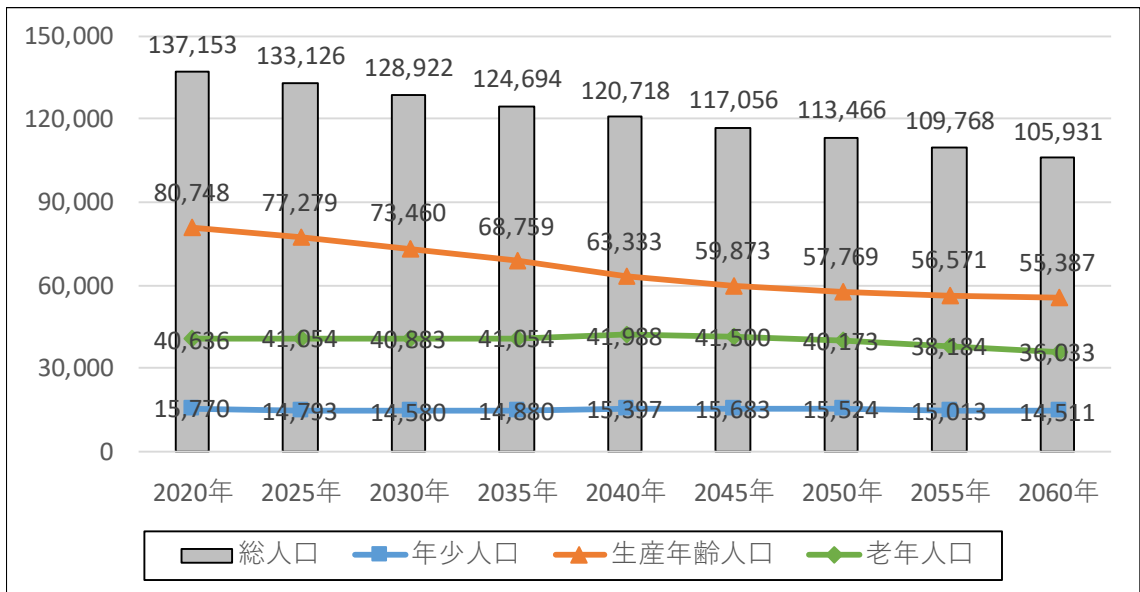
出所：総務省「国勢調査」

図表 5 年齢3階級別人口割合の推移



出所：総務省「国勢調査」

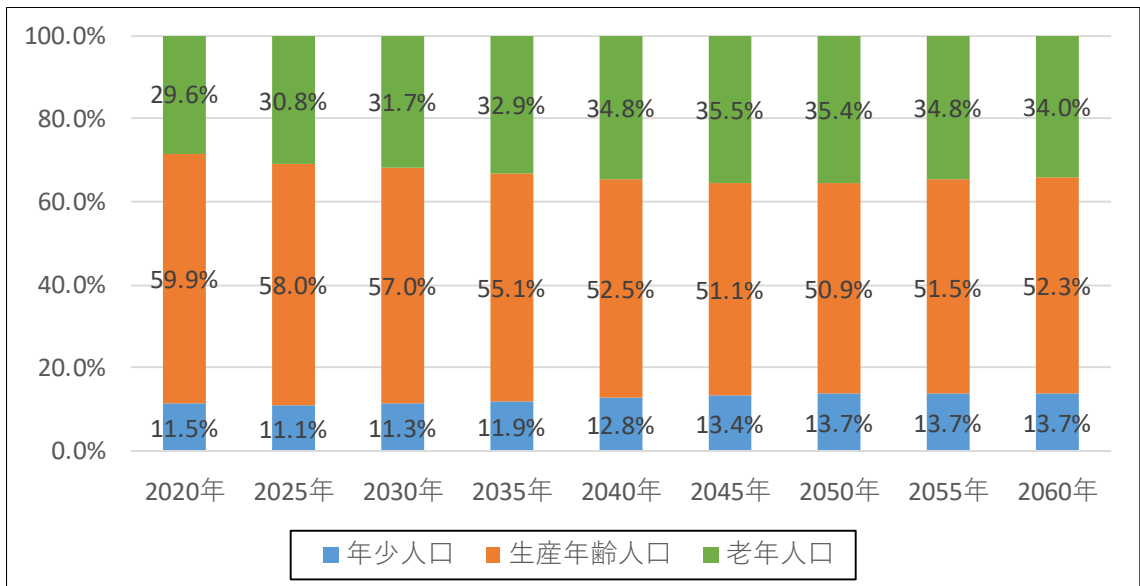
図表 6 将来人口推計



出所：「第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

※ 2020年の人口は、国勢調査による2015年人口を基に推計したものであることから、図表4の2020年人口（国勢調査）と異なります。

図表 7 年齢3階級別人口割合の将来推計

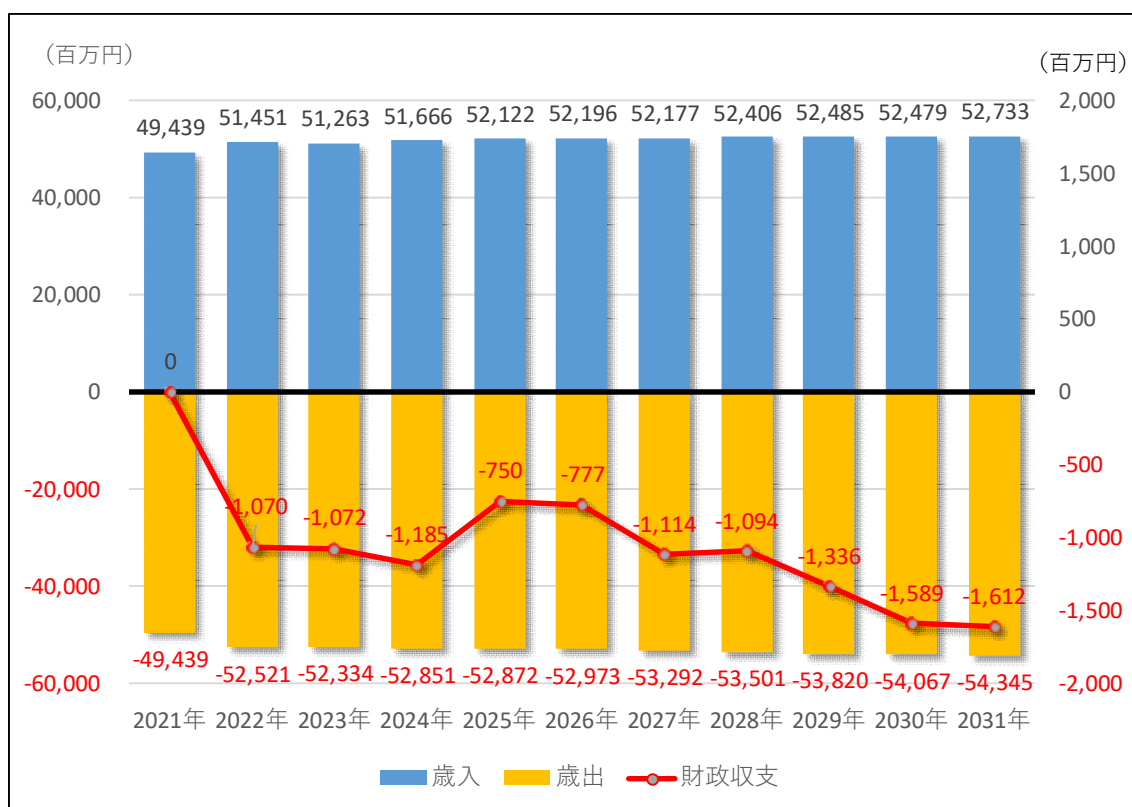


出所：「第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

(2) 財政収支の見通し

歳入は、市税の増加により、令和4年度（2022年度）以降は510億円から520億円程度で推移する見込みです。一方、歳出は、大規模事業の完了により令和3年度（2021年度）当初予算で500億円を下回りましたが、扶助費の増加や老朽化した公共施設等の改修・更新などにより、令和4年度（2022年度）以降は520億円から540億円程度で推移する見込みです。一般財源基金の繰入れを除いた財政収支については、収支不足が拡大していく見込みとなっており、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの累積収支不足額は、116億円程度となる見込みです。

図表 8 財政収支の見通し



出所：「令和3年度長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方」

(3) 職員数の推移

平成17年(2005年)に1,186人だった常勤職員数(再任用職員を含みます。)は、令和4年(2022年)4月1日現在では999人となっており、短時間再任用職員18人を加えた総職員数は、1,017人と14.2%減少しています。

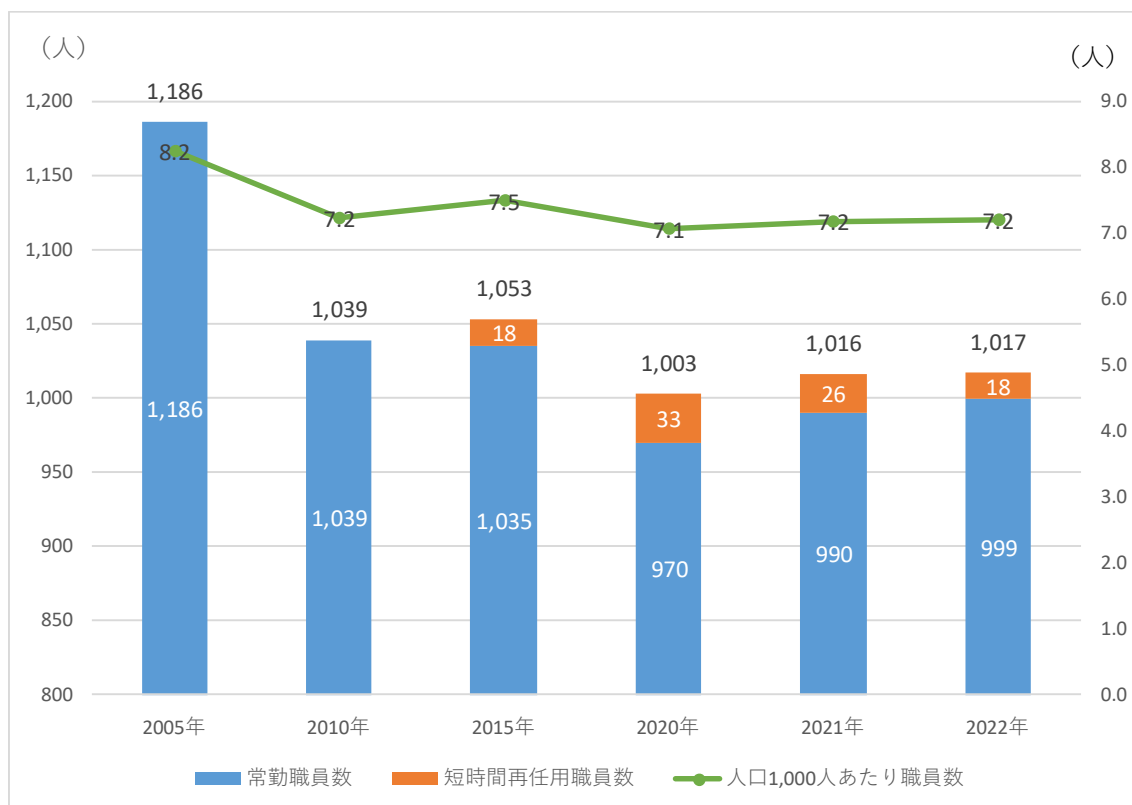


また、人口1,000人当たりの職員数は、平成17年(2005年)に8.2人であったものが、令和4年(2022年)4月1日時点で7.2人と12.2%の減少となっています。

一方で、めまぐるしく変化する社会情勢や様々な市民にニーズに対応するため、職員の担う業務は多様化し、増加傾向にあります。

さらには、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推奨により、限られた職員数で、これまでと同水準以上の住民サービスを提供し続けるためには、業務手順の見直しやデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進による、より一層の業務の効率化が必要です。

図表 9 職員数の推移



出所：「定員適正化計画と職員数の推移」(土浦市総務部人事課調べ)

第3章 DX 推進に向けて

1. 目指す姿（ビジョン）

本計画の目指す姿（ビジョン）は、DXによる持続可能な行政運営を実現し、市民も職員もいきいきと自分らしく、働きがいを持ちながら暮らすことができる「夢のある、元気のある土浦」です。国が示した目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を念頭に、行政サービスについてデジタル技術やデジタルデータを活用して市民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げ、土浦らしいDX社会の実現を目指します。



2. 基本方針

目指す姿（ビジョン）の達成に向けて、次に掲げる基本方針に基づき本市のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進していきます。

基本方針 1

市民サービスの向上

基本方針 2

行政事務の効率化

基本方針 3

デジタル化のための環境整備

3. 計画の体系

基本方針	取組み
1. 市民サービスの向上	①行政手続きのオンライン化 
	②マイナンバーカードの普及促進 
	③地域社会のデジタル化 
	④デジタルデバイド ^{※1} 対策 
2. 行政事務の効率化	① A I 技術・R P A ^{※2} の利用推進 
	② W e b 会議、テレワークの推進 
	③ B P R ^{※3} の取組の徹底 
3. デジタル化のための 環境整備	①情報システムの標準化・共通化 
	②セキュリティ対策の徹底 

※1 ITを利用したり使いこなすことができる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差のこと。

※2 パソコンを使った定型業務をソフトウェア型のロボットが代行する技術のこと。

※3 現在の業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再設計すること。

4. 主要な取組

基本方針 1 – ①行政手続きのオンライン化



【概要】

市民の利便性向上及び職員の事務処理の効率化双方の観点から、市民が申請・届出・予約などをオンラインで実施でき、職員が簡易に集計・管理が可能となる、各種行政手続きのオンライン化を推進するものです。

【国が示す方針】

国では、令和4年度（2022年度）末を目指して、市民がマイナンバーを用いて申請を行うことが想定される31手続き（巻末参照）について、マイナポータルによるオンライン手続きを可能にするとしており、さらに、31の手続き以外の行政手続きについても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進めることとしています。

【市の方針】

国が示している、マイナポータルを活用したオンライン申請31の手續に加え、市民の利便性向上の観点から、極力多くの申請、届出等の手續をオンライン化、電子申請化していく方針です。また、申請や届出に限らず、例として、市への連絡や通報、アンケート等についても、本市が令和4年7月から導入している、地方自治体向け手續き等デジタル化ツールである「LOGOフォーム」等を幅広く活用することにより、多岐にわたる電子化を推進します。

【現在の主な取組内容】

既に導入している電子申請ツールである「いばらき電子申請・届出サービス」により、常時約30の申請、申込み等をオンラインにより受け付けています。また、地方自治体向け手續き等デジタル化ツール「LOGOフォーム」により、適宜各種電子申請化を進めています。

【今後の主な取組内容】

市民サービスの向上、市民の利便性向上の観点から、地方自治体向け手続き等デジタル化ツール「L o G o フォーム」等により、オンライン手続化、電子申請化を推進します。また、オンライン手続化、電子申請化に資する新たなツールの導入についても、適宜検討します。

主管課	手続き担当各課			
KPI	オンライン化した手続き数		現状値	30 (※)
			目標値	80
計画年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
取組み	新規オンライン化 手続き数10 (累計40)	新規オンライン化 手続き数10 (累計50)	新規オンライン化 手続き数15 (累計65)	新規オンライン化 手続き数15 (累計80)

【現状】

(※) オンライン化した手続き数・・・

L o G o フォームやいばらき電子申請・届出サービスにより、随時30件ほどの手続きをオンライン化しています。



出所：株式会社トラストバンクHP

基本方針 1 – ②マイナンバーカードの普及促進



【概要】

マイナンバーカードは、本人確認用証明書としての用途以外にも、オンラインにおいて、カードに格納されている電子証明書により確実に本人確認が可能であり、今後のデジタル社会の基盤となるものであるため、各種施策の推進により、マイナンバーカードの普及・取得促進を図るものです。

【国が示す方針】

国においては、市町村長による確かな本人確認を経て発行される最高位の公的な本人確認ツールであるマイナンバーカードの普及拡大が社会全体のデジタル化のカギを握っていることから、地方公共団体と協力して、マイナンバーカードの普及に全力を挙げて取り組むこととしています。

【市の方針】

マイナンバーカードは、本人確認用証明書として日常生活のあらゆるシーンにおいて活用可能であることに加え、紐づけ作業を経ることで、健康保険証としての利用が可能となり、さらには、公金受取口座を登録することで、給付金等の速やかな受取りが可能となるなど、様々な機能を有していることから、今後についても、こうした利便性を有効に活用できるよう、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

【現在の主な取組内容】

定期的に期限を迎えるマイナンバーカードの更新手続き等への対応に加え、マイナンバーカードと健康保険証との紐づけによる健康保険証としての利用促進、さらには、迅速な給付金等の受取りに資するマイナンバーカードへの公金受取口座の登録を推進しています。

【今後の主な取組内容】

今後も、マイナンバーカードの本人確認用証明書としての利活用に加え、健康保険証としての利用促進、公金受取口座登録を活用した速やかな各種給付金等の給付を推進します。

計画年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
取組み	普及促進に向けた取組み継続			



基本方針 1 – ③地域社会のデジタル化



【概要】

今後、労働力の減少が見込まれる中、市民が安心して暮らし続けることができる地域社会を実現していくために、デジタル技術を活用することで、地域産業の高度化や新たな産業の創出を図るものです。

【国が示す方針】

国では、光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等を始めとする情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するとしています。

【市の方針】

地域社会のデジタル化を進めるためには、市が率先してDXを推進していくことで、各地域における電子化のモデルとなる必要があることから、公共施設のWi-Fi環境の充実によるネットワーク環境の向上、各種キャッシュレス決済の推進による電子通貨の利用促進に代表される、地域社会のデジタル化につながる各種事業を実施します。

【現在の主な取組内容】

それぞれの地域におけるネットワーク環境に関して、各地区公民館に代表される、各公共施設にWi-Fi環境を整備しています。また、主に地元の商店会等を対象として、二次元コード決済の統一規格であるJPQRに代表される各種キャッシュレス決済の導入に係る周知、啓発を推進しています。



【今後の主な取組内容】

公共施設のWi-Fi環境の充実については、Wi-Fiの未導入施設に対しては設置を促し、既に導入している公共施設に対しては通信可能な範囲を拡大し、施設利用者の利便性向上につなげるため、アクセスポイント数の増設を促すなど、さらなる拡充を図ります。また、キャッシュレス決済については、他の地域におけるモデル事例について調査研究に努め、その事例を参考としながら、さらなる周知啓発を図ることで、地域社会のデジタル化を推進します。

主管課	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設のWi-Fi環境の充実に関すること・・・各公共施設所管課 ◆ キャッシュレス決済の推進に関すること 市の業務・・・市各所管課 市内商店舗等・・・産業経済部商工観光課 			
KPI	公共施設のWi-Fiアクセスポイント数	現状値	23 (※)	
		目標値	30	
計画年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
取組み	新規1施設導入 (累計24)	新規2施設導入 (累計26)	新規2施設導入 (累計28)	新規2施設導入 (累計30)

【現状】

(※) 公共施設のWi-Fiアクセスポイント数(19施設:計23アクセスポイント)

アクセスポイント台数	施設名
1	一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館、観光協会、りんりんポート土浦、小町の館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場、老人福祉センター「うらら」、保健センター、土浦市新治総合福祉センター、神立地区コミュニティセンター
2	土浦市勤労者総合福祉センター「ワークヒル土浦」、市庁舎(市民ラウンジ1階・2階)
3	図書館

基本方針 1 – ④ デジタルデバインド対策



【概要】

デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で、すべての市民が日々の生活でデジタル化の恩恵を受けることができるよう、各種支援・サポートを行うものです。

【国が示す方針】

国では、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員（高齢者のデジタルデバインド（情報格差）解消を目指し、地域の高齢者のデジタル機器操作をサポートする方。研修を受講し、認定試験に合格するとデジタル活用支援員として活動することが可能となる。）」の周知等の利用の促進を行うとともに、NPO等の地域の幅広い関係者と連携し、デジタル活用支援員の枠組みも活用しつつ、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施するとしています。

【市の方針】

国が示す、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の観点のもと、高齢者や障害者、子ども、在留外国人等にもデジタルデバインドが派生しないよう、DXを推進するに当たり、利用者目線による様々な配慮、必要となるケア、サポート等を実施します。

【現在の主な取組内容】

市民がマイナンバーカードの取得後にマイナポイントを申し込むに当たり、スマートフォンやパソコンでの申請が困難な方を対象として、市庁舎1階にマイナポイント申込み支援ブースを設置しており、マイナポイントの申込み支援に加え、マイナンバーに関する各種相談に対応しています。

【今後の主な取組内容】

マイナンバーに係る相談に対応するため、マイナポイント申込み支援ブースを継続して設置するとともに、スマートフォン操作方法等に係る講座の開催や、デジタル活用支援員による技術的指導の導入などにより、様々な観点からデジタルデバインド対策を推進します。

主管課	<ul style="list-style-type: none"> ◆ マイナンバーに係る相談、マイナポイント申込み支援ブースの設置に関すること・・・市長公室行革デジタル推進課 ◆ スマートフォン操作方法等に係る講座の開催に関すること ・・・講座開設主管課 			
計画年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
取組み	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">マイナンバー相談、支援ブース継続</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">講座開催の検討・開催</div>			



基本方針 2 – ①AI 技術・RPA の利用推進



【概要】



AI-OCR（紙資料をスキャンし、AIによる判定を経ることで、ほぼ正確に紙資料のデータ化が可能）などのAI技術やRPA（ロボットによる事務作業の自動化）を導入、推進することで、事務処理の正確化、業務効率化を図るものです。

【国が示す方針】

自治体は国の作成するAI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAの導入・活用を進めるものとしています。

【市の方針】

各課における各種業務を再点検することで、業務の省力化が可能なものを洗い出し、AI技術やRPAの導入により、業務の効率化を図ります。なお、AI技術やRPAの導入に当たっては、費用対効果を検証の上、時間外勤務が多い部署から優先的に導入を検討します。

【現在の主な取組内容】

総務部納税課のふるさと納税業務やこども未来部保育課の保育業務において、各種申請書のAI-OCRを活用した読み込みによるデータ生成や、RPAによるデータの修正作業を実施しており、一定の業務時間数の削減が図られています。

【今後の主な取組内容】

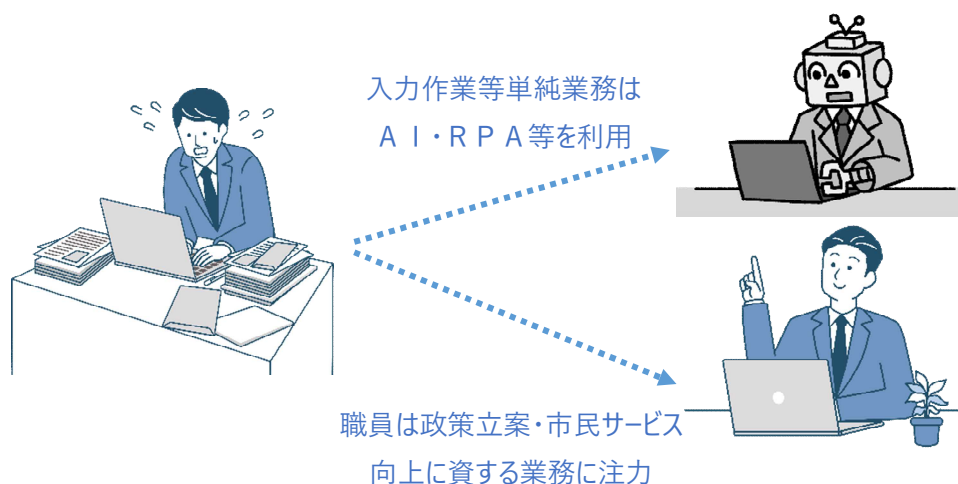
ふるさと納税業務や保育業務など、既存の業務の省力化を継続し、併せて、新たにAI技術やRPAを導入することで、業務の省力化が可能となる新規対象業務を検討していくことにより、さらなる業務の効率化、省力化を推進します。

主管課	◆ 市長公室行革デジタル推進課 ◆ その他業務主管課			
KPI	A I ・ R P A 導入業務数	現状値	3 (※)	
		目標値	15	
計画年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
取組み	新規AI・RPA 導入業務数2 (累計5)	新規AI・RPA 導入業務数3 (累計8)	新規AI・RPA 導入業務数3 (累計11)	新規AI・RPA 導入業務数4 (累計15)

【現状】

(※) A I ・ R P A 導入業務数

- ①ふるさと納税業務（総務部納税課）
- ②保育所入所申請受付業務（こども未来部保育課）
- ③子ども・子育て支援給付認定申請受付業務（こども未来部保育課）



基本方針 2 – ② Web 会議、テレワークの推進



【概要】

各種会議等の開催に当たり、接触機会の減少による新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減化対策として、そして、会議出席者の会場までの移動負担の軽減化を図ることを目的として、Web 会議を推進するものです。また、感染症対策のみならず、非常時における業務継続及びワーク・ライフ・バランス向上の観点からの働き方改革として、より一層のテレワークの推進を図るものです。

【国が示す方針】

国では、テレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」等を参考に、テレワーク導入・活用を推進することとしています。

また、テレワークの実施にあたっては、Web 会議等を活用して、庁内外のコミュニケーションの確保・充実化に配慮する必要があるとしています。

【市の方針】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、接触機会の減少による感染リスクの低減化、また、会議等参加者の会場までの移動負担の軽減化を図るため、Web 会議の実施を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点に加え、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランス向上の観点から、テレワークの実施を推進します。

【現在の主な取組内容】

Web 会議については、「土浦市Web 会議開催指針」に基づき、主に外部委員が参画する会議をWeb 会議にて実施しています。また、テレワークについては、必要となる機器を導入し、「テレワーク実施要領」に基づき、在宅勤務の推進を図っています。

【今後の主な取組内容】

Web会議については、新型コロナウイルス感染症拡大の動向を注視しつつ、Web会議システムでの実施を推進します。また、テレワークについては、職員が在宅勤務時に職場とのスムーズなコミュニケーションをとることが可能な自治体向けビジネスチャット「LoGoチャット」等の活用や、在宅勤務を利用しやすい環境の整備を図りながら、ワーク・ライフ・バランスに根ざしたテレワークを推奨します。

主管課	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Web会議の推進に関すること・・・各会議担当課 ◆ テレワークの推進に関すること・・・総務部人事課 (機器の整備については、共に市長公室行革デジタル推進課) 		
KPI	Web会議開催回数	現状値	100
		目標	極力多くの会議をWeb会議へと切り替える。



基本方針 2 – ③BPR の取組の徹底



【概要】

業務量調査を実施することで、業務フローを見直し、業務を可視化し、デジタル化による業務の効率化を図るとともに、市民の負担軽減、利便性向上の観点から、従来の書面・対面方式の見直しによる、各種手続きの効率化を推進するものです。

【国が示す方針】

国では、自治体における書面・押印・対面規制の見直しに向け、国の法令等に基づいて実施する手続について各省庁から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適切に対応することとしています。また、自治体が独自に実施する手続についても、内閣府規制改革推進会議が示した具体的基準等を参考として、国の取組みに準じた対応を実施するなど、見直しに積極的に取り組むこととしています。

【市の方針】

各課業務について、適宜業務量調査を実施し、業務フローを見直し、整理することで、業務の省力化が可能なものを洗い出し、順次ICT技術等により効率化を図ることで、BPRを推進します。また、導入しているペーパーレス会議システムによる会議の実施を推進することで、業務省力化を図ります。

【現在の主な取組内容】

業務量調査や各課ヒアリングにより、省力化が可能な業務の洗い出し、ICT技術等による業務効率化を推進しています。また、各種内部会議、打合せについて、ペーパーレス会議システムでの実施により、BPRを推進しています。



【今後の主な取組内容】

業務量調査、業務フローの作成による各事業の見直し、再構築による業務の省力化を図り、併せて、部内会議や打合せをペーパーレス会議システムにより実施することで、業務の効率化及び紙資源の節減を推進します。

主管課	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務の省力化、効率化に関すること・・・各業務担当課 ◆ ペーパーレス会議システムの利用促進に関すること ・・・各会議所管課 			
KPI①	効率化した業務数	現状値	5 (※1)	
		目標値	25	
KPI②	ペーパーレス会議による紙削減量 (年間)	現状値	A4サイズ約84万枚 (※2)	
		目標値	A4サイズ約168万枚	
計画年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
取組み	BPRによる 効率化業務数5 (累計10)	BPRによる 効率化業務数5 (累計15)	BPRによる 効率化業務数5 (累計20)	BPRによる 効率化業務数5 (累計25)

【現状】

(※1) 効率化した業務数

1. 庁議・部長会議
2. 一般質問答弁調整 (子ども模擬議会含む。)
3. 3か年事業実施計画市長・副市長説明
4. 議案読み合わせ
5. 全員協議会読み合わせ



(※2) ペーパーレス会議による紙削減量

ペーパーレス会議システムデータ容量により換算

基本方針 3 – ①情報システムの標準化・共通化

【概要】

自治体が基本的な事務を処理するための各種システムは、各自治体が独自にカスタマイズしていることから、「維持管理・制度改正時に個別対応が必要になるため、負担が大きい」「自治体システムごとの差異が存在するため、共同利用が進まない」というデメリットがあるため、地方公共団体の各種システムの標準化・共通化を進めるものです。

【国が示す方針】

国では、目標時期を令和7年度（2025年度）とし、国が整備等を進める共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境である「(仮称)ガバメントクラウド (Gov-Cloud)」の活用に向けた検討を踏まえ、自治体は、基幹系20業務のシステムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行することとしています。

図表 10 標準化・共通化対象20業務

- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

【市の方針】

標準化・共通化対象20業務について、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ着実に移行できるよう、業務フローの確認、整理など各種準備を進めます。



【現在の主な取組内容】

令和7年度末までに移行が予定されている情報システムの標準化・共通化に向けて、国が策定する標準仕様について情報収集に努めています。

【今後の主な取組内容】

業務担当各課間との十分な連絡調整を図ることで、国が策定する標準仕様に準拠した

システムへの円滑な移行を推進します。

主管課	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長公室行革デジタル推進課 ◆ 標準化・共通化対象20業務担当各課 			
計画年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
取組み				

基本方針 3 – ②セキュリティ対策の徹底



【概要】

現時点でのセキュリティ保持に加え、各種電子化、DXの推進に伴い派生する情報資産の機密性を確保するための情報セキュリティ対策を徹底するものです。

【国が示す方針】

国では、改定された「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、自治体は、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底することとしています。また、自治体情報セキュリティクラウドについて、都道府県主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベルを満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を行うこととしています。

【市の方針】

DX推進に当たっては、セキュリティの確保は必要不可欠なものであるため、物理的なセキュリティ対策はもとより、各情報を取り扱う職員のセキュリティ意識向上に向けた各種施策を推進します。

【現在の主な取組内容】

現在策定している「土浦市情報セキュリティポリシー」に基づき、各種セキュリティ対策を実施しているほか、USBフラッシュメモリに代表されるような電磁的記録媒体への情報記録を原則禁止とし、併せて職員対象のセキュリティに関する研修会を開催するなど、セキュリティ対策を徹底しています。



【今後の主な取組内容】

随時セキュリティポリシーの内容の適正化を図り、併せて、情報の取扱いに関する職員向け研修会の開催により、各職員におけるセキュリティ意識の高揚を図ることで、より徹底された、厳格なセキュリティ体制を構築します。

主管課	◆ 市長公室行革デジタル推進課			
計画年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
取組み	セキュリティポリシー随時見直し、研修会実施継続			



第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 土浦市DX推進会議

本市のDX施策の推進にかかる意思決定機関として、副市長と部長級職員で構成する「土浦市DX推進会議」を設置しています。

(2) 土浦市DX推進会議ワーキングチーム

DX推進に関する取組事項について、部署の垣根を超え、全庁横断的に協議を行うため、各取組事項を所管する部署のポスト係長を構成員とする「ワーキングチーム」を設置しています。本ワーキングチームは、土浦市DX推進会議の指示に基づき各取組事項の協議を行い、その結果を報告するだけでなく、変化のスピードが速いDX施策にかかる新たな取組の提案を行う機能も有します。

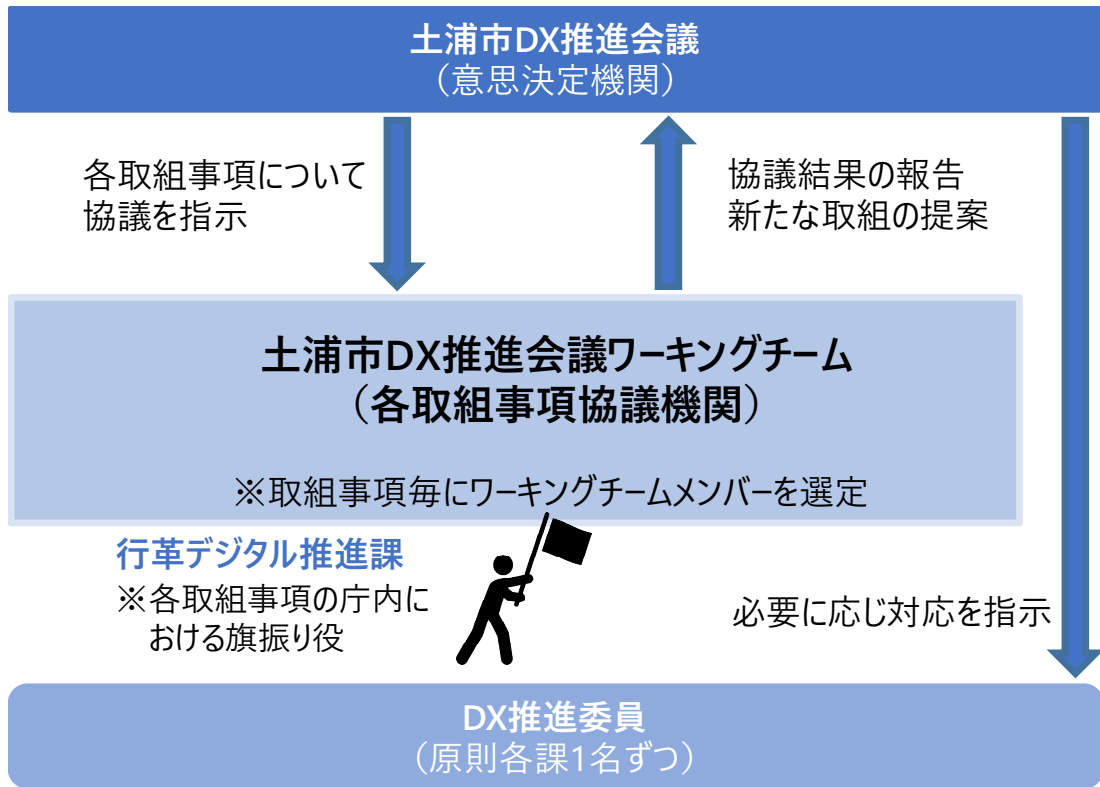
(3) DX推進委員

従来の電算業務取扱責任者から名称を「DX推進委員」に改め、原則として各課に1名ずつ配置しています。DX推進委員は、それぞれの部署において、DX推進における普及、啓発、支援等を行います。

(4) 行革デジタル推進課

本市におけるDX推進担当部署として市長公室に行革デジタル推進課を設置しています。当課は、庁内におけるDX推進の旗振り役として、DX推進会議、ワーキングチーム、DX推進委員と連携、協力して、土浦らしいDX社会の実現を目指します。

図表 1 1 土浦市のDX推進体制



参考 用語の説明

用語	説明
5G（ファイブジー）	<p>「第5世代移動通信システム」のことで「5th Generation」の略称。前世代の通信規格である「4G」の次世代規格として、2020年3月からサービスが開始された。</p> <p>※ ローカル5G = 地域、産業のニーズに応じて地域の企業や自治体等が個別に利用できる5Gネットワークのこと。</p>
AI	<p>Artificial Intelligenceの略。「人工知能」人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウェアのこと。機械であるコンピュータ自身が学び、従来人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行うことができる。</p>
AI-OCR	<p>帳票を読み取りデータ化するOCRに、AI技術を活用することで、高精度に手書き文字などを認識することを可能としたもの。</p>
BPR	<p>Business Process Re-engineeringの略。企業などで既存の業務のやり方や手順を抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化すること。</p>
DX（デジタルトランスフォーメーション）	<p>デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。</p>
ICT	<p>Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「IT（Information Technology）」とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われている。</p>
IoT	<p>Internet of Thingsの略。パソコンやスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットで繋がること。</p>
IT	<p>Information Technologyの略。インターネットなどの通信とコンピュータとを駆使する情報技術のこと。</p>
KPI	<p>Key Performance Indicatorの略称で「重要業績評価指標」のこと。目標を達成するプロセスでの達成度合いを計測したり監視したりするために置く定量的な指標のこと。</p>
OCR	<p>Optical Character Readerの略。「光学文字認識」活字や手書き文字を含む画像データ（イメージスキャナーや写真で取り込まれた画像など）を取り込むことで、文字認識を行い、文字コードの列に変換するソフトウェアのこと。また、そのような方式による</p>

	自動文字認識のこと。例えばA I - O C Rは人工能により画像データを自動で文字認識する技術である。
R P A	Robotic Process Automationの略。パソコンを使った定型業務をソフトウェア型のロボットが代行する技術を指す。例えば、メールの添付ファイルの内容を分析し、自動的に基幹システムに登録するなど。業務の効率化を図り、人件費を抑えることも可能になる。
S N S	Social Networking Serviceの略。インターネット上への記事や写真の投稿を通して個人間の交流を支援するサービスのこと。
W i - F i	無線通信技術の一つで、多くのデバイスが円滑に接続できるように設けられた統一規格のこと。
オンライン化	パソコンやモバイル機器でインターネットに接続された状態を指す。
ガバメントクラウド	政府が提供する、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
クラウドサービス	手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータを、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービスのこと。
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と官民共同を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。
デジタルデバイド	コンピュータやインターネットなどの情報技術（I T）を利用したり使いこなすことができる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差のこと。
テレワーク	I C Tを活用して場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
マイナポータル	政府が運営するマイナンバーカードを用いたオンラインサービスであり、子育てや介護を始めとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取ることが可能な、自分専用のサイトのこと。
ペーパーレス	書類や文書を電子化して、紙を使わずに伝達・保管・管理すること。

【市民がマイナンバーを用いて申請を行うことが想定される 3 1 手続き】

子育て関係（15 手続）※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
児童手当等の額の改定の請求及び届出
氏名変更／住所変更等の届出
受給事由消滅の届出
未支払の児童手当等の請求
児童手当等に係る寄附の申出
児童手当に係る寄附変更等の申出
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
児童手当等の現況届
支給認定の申請
保育施設等の利用申込
保育施設等の現況届
児童扶養手当の現況届の事前送信
妊娠の届出

介護関係（11 手続）※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請
要介護・要支援更新認定の申請
要介護・要支援状態区分変更認定の申請
居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
介護保険負担割合証の再交付申請
被保険者証の再交付申請
高額介護（予防）サービス費の支給申請
介護保険負担限度額認定申請
居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係（1 手続）※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

自動車保有関係（4 手続）※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付

自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告

自動車税住所変更届

自動車の保管場所証明の申請

土浦市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

発行 令和5年3月

土浦市 市長公室行革デジタル推進課

〒300-8686 土浦市大和町9番1号

電話 029-826-1111（代）